

## 議案第 56 号

### 日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 17 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

### 日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年日出町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 13 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 理 由

性的少数者の方の心理的な負担を軽減するため、印鑑登録原票等の性別表記の規定を削除したいので、提出する。